

## 平成26年第2回邑南町議会定例会(第2日目)会議録

1. 招集年月日 平成26年3月3日(平成26年2月19日告示)
2. 招集の場所 邑南町役場 議場
3. 開 議 平成26年3月7日(金) 午前9時30分  
散会 午前10時40分

### 4. 応招議員

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名
1 番	大和 磨美	2 番	瀧田 均	3 番	平野 一成	5 番	和田 文雄
6 番	宮田 博	7 番	漆谷 光夫	8 番	大屋 光宏	9 番	中村 昌史
10 番	日野原 利郎	11 番	清水 優文	12 番	辰田 直久	13 番	亀山 和巳
14 番	石橋 純二	15 番	三上 徹	16 番	山中 康樹		

5. 不応招議員 なし

6. 出席議員 15名

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名
1 番	大和 磨美	2 番	瀧田 均	3 番	平野 一成	5 番	和田 文雄
6 番	宮田 博	7 番	漆谷 光夫	8 番	大屋 光宏	9 番	中村 昌史
10 番	日野原 利郎	11 番	清水 優文	12 番	辰田 直久	13 番	亀山 和巳
14 番	石橋 純二	15 番	三上 徹	16 番	山中 康樹		

7. 欠席議員 なし

議席	氏 名						

8. 地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	石橋 良治	副町長	桑野 修	総務課長	藤間 修
危機管理課長	細貝 芳弘	定住促進課長	原 修	企画財政課長	日高 輝和
情報推進課長	小林 雅博	町民課長	服部 導士	税務課長	上田 洋文
福祉課長	飛弾 智徳	農林振興課長	植田 弘和	商工観光課長	日高 始
建設課長	土崎 由文	水道課長	朝田 誠司	保健課長	日高 誠
会計管理者	安原 賢二	瑞穂支所長	川信 学	羽須美支所長	加藤 幸造
教育委員長	河野 義則	教育長	土居 達也	学校教育課長	田中 節也
生涯学習課長	能美 恭志				

9. 本会議に職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 沖 幹雄 事務局係長 日高 泉

10. 町長提出議案の題目 別紙のとおり

11. 会議録署名議員の氏名

議席	氏 名	議席	氏 名
13 番	亀山 和巳	1 番	大和 磨美

12. 本日の会議の概要は別紙のとおりである。

## 平成26年第2回邑南町議会定例会議事日程(第2号)

平成26年3月7日(金)午前9時30分開議

開議宣告

議事日程の報告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案の質疑

議案第8号	指定管理者の指定について	(くるみ学園)
議案第9号	指定管理者の指定について	(くるみ邑美園)
議案第10号	指定管理者の指定について	(石見デイサービスセンター、瑞穂東 デイサービスセンター)
議案第11号	指定管理者の指定について	(高齢者ふれあいプラザ)
議案第12号	指定管理者の指定について	(高齢者生活福祉センター)
議案第13号	指定管理者の指定について	(知恵工房、ねんりん工房)
議案第14号	指定管理者の指定について	(高齢者生きがい活動センター)
議案第15号	指定管理者の指定について	(福祉用具リサイクルセンター)
議案第16号	指定管理者の指定について	(いわみ西保育所、東保育所、日貫保育 所)
議案第17号	指定管理者の指定について	(はあもにいほうす、ハートフルみずほ、 ぐるーぷリビング)
議案第18号	指定管理者の指定について	(瑞穂西デイサービスセンター)
議案第19号	指定管理者の指定について	(邑南町青少年旅行村)
議案第20号	指定管理者の指定について	(久喜林間学舎)
議案第21号	指定管理者の指定について	(ほたるの館)
議案第22号	指定管理者の指定について	(はすみ交流センター、はすみ温水プー ル)

- 議案第 2 3 号 指定管理者の指定について (邑南町農作業準備休憩施設)
- 議案第 2 4 号 指定管理者の指定について (邑南町婦人若者等活動促進施設)
- 議案第 2 5 号 指定管理者の指定について (邑南町猪肉加工場)
- 議案第 2 6 号 指定管理者の指定について (邑南町ふれあい体験農園)
- 議案第 2 7 号 邑南町課設置条例の一部改正について
- 議案第 2 8 号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について
- 議案第 2 9 号 邑南町表彰条例の一部改正について
- 議案第 3 0 号 邑南町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 議案第 3 1 号 邑南町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について
- 議案第 3 2 号 邑南町職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 議案第 3 3 号 邑南町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 議案第 3 4 号 邑南町福祉医療費助成条例の一部改正について
- 議案第 3 5 号 邑南町国民健康保険税条例の一部改正について
- 議案第 3 6 号 邑南町観光案内所条例の一部改正について
- 議案第 3 7 号 邑南町溜池施設条例の一部改正について
- 議案第 3 8 号 邑南町若者定住促進住宅管理条例の一部改正について
- 議案第 3 9 号 邑南町消防団条例の一部改正について
- 議案第 4 0 号 邑南町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について
- 議案第 4 1 号 邑南町地域防災計画に定める大規模な工場その他の施設の用途及び規模の基準に関する条例の制定について
- 議案第 4 2 号 邑南町地域資源活用技術習得施設条例の制定について
- 議案第 4 3 号 邑智郡総合事務組合規約の変更について

- 議案第44号 市町村建設計画の一部変更について
- 議案第45号 町道路線の廃止について
- 議案第46号 町道路線の認定について
- 議案第47号 平成25年度邑南町一般会計補正予算第8号について
- 議案第48号 平成25年度邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第4号について
- 議案第49号 平成25年度邑南町後期高齢者医療事業特別会計補正予算第3号について
- 議案第50号 平成25年度邑南町簡易水道事業特別会計補正予算第5号について
- 議案第51号 平成25年度邑南町下水道事業特別会計補正予算第5号について
- 議案第52号 平成25年度邑南町電気通信事業特別会計補正予算第4号について
- 議案第53号 平成26年度邑南町一般会計予算について
- 議案第54号 平成26年度邑南町国民健康保険事業特別会計予算について
- 議案第55号 平成26年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計予算について
- 議案第56号 平成26年度邑南町後期高齢者医療事業特別会計予算について
- 議案第57号 平成26年度邑南町簡易水道事業特別会計予算について
- 議案第58号 平成26年度邑南町下水道事業特別会計予算について
- 議案第59号 平成26年度邑南町電気通信事業特別会計予算について

## 平成26年第2回邑南町議会定例会(第2日目)会議録

平成26年3月7日(金)

—— 午前9時30分 開議 ——

~~~~~○~~~~~

### 開議宣告

- 議長(山中康樹) おはようございます。定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布をしたとおりでございます。

~~~~~○~~~~~

### 日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長(山中康樹) 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。13番亀山議員、1番大和議員、お願いをいたします。

~~~~~○~~~~~

### 日程第2 議案の質疑

- 議長(山中康樹) 日程第2、議案の質疑。これより議案第8号から議案第59号までの質疑に入ります。ここで、宮田議員、日野原議員、辰田副議長の除斥について採決いたします。お諮りをいたします。議案第8号及び議案第9号につきましては、宮田議員、日野原議員、辰田副議長に直接の利害関係のある事件であると認められますので、地方自治法第117条の規定によって、宮田議員、日野原議員、辰田副議長を除斥したいと思いますが、これにご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(山中康樹) 異議なしと認めます。よって、宮田議員、日野原議員、辰田副議長を除斥することに決定をいたしました。3名の議員の方の退場を求めます。

(3名の議員退場)

- 議長(山中康樹) それでは、はじめに、議案第8号に対する質疑から始めます。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(山中康樹) 無いようですので、議案第8号の質疑を終わります。続きまして、議案第9号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(山中康樹) 無いようですので、議案第9号の質疑を終わります。ここで、退場されております宮田議員、日野原議員、辰田副議長の入場を求めます。

(3名の議員入場)

- 議長(山中康樹) 続きまして、議案第10号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(山中康樹) 無いようですので、議案第10号の質疑を終わります。続きまして、議案第11号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(山中康樹) 無いようですので、議案第11号の質疑を終わります。続きまして、議案第12号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(山中康樹) 無いようですので、議案第12号の質疑を終わります。続きまして、議案第13号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(山中康樹) 無いようですので、議案第13号の質疑を終わります。続きまして、議案第14号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(山中康樹) 無いようですので、議案第14号の質疑を終わります。続きまして、議案第15号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(山中康樹) 無いようですので、議案第15号の質疑を終わります。続きまして、議案第16号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(山中康樹) 無いようですので、議案第16号の質疑を終わります。ここで、三上議員の除斥について採決をいたします。お諮りをいたします。議案第17号及び議案第18号につきましては、三上議員には直接の利害関係のある事件であると認められますので、地方自治法第117条の規定によって、三上議員を除斥したいと思います。これにご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(山中康樹) 異議なしと認めます。よって、三上議員を除斥することを決定をいたしました。三上議員の退場を求めます。また、この議案第17号及び議案第18号につきましては、私に直接の利害関係のある事件であると認められますので、地方自治法第117条の規定により退場をいたします。議長の私が退場いたしますので、その間の議長につきましては、辰田副議長にお願いをいたします。よろしくをお願いをいたします。

(三上議員、山中議長退場)

(辰田副議長、議長席へ)

- 辰田副議長(辰田直久) 議長が除斥により退場いたしましたので、地方自治法第106条第1項の規定により副議長の私が、その職務を行わせていただきます。それでは、議案第17号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 辰田副議長(辰田直久) 無いようですので、議案第17号の質疑を終わります。続きまして、議案第18号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 辰田副議長(辰田直久) 無いようですので、議案第18号の質疑を終わります。ここで、退場されております三上議員、山中議長の入場を求めます。

(三上議員、山中議長入場)

- 辰田副議長(辰田直久) 私はこれで議長の職務を終えさせていただきます。ありがとうございました。

(辰田副議長は議長席を退席、山中議長着席)

- 議長(山中康樹) それでは、続きまして、議案第19号に対する質疑に入ります。質疑は

ありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(山中康樹) 無いようですので、議案第19号の質疑を終わります。続きまして、議案第20号に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

- 議長(山中康樹) 無いようですので、議案第20号の質疑を終わります。ここで、石橋議員の除斥について採決をいたします。お諮りをいたします。議案第21号につきましては、石橋議員に直接の利害関係のある事件であると認められますので、地方自治法第117条の規定によって、石橋議員を除斥したいと思います。これにご異議はありますか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(山中康樹) 異議なしと認めます。よって、石橋議員を除斥することに決定をいたしました。石橋議員の退場を求めます。

(石橋議員退場)

- 議長(山中康樹) それでは、議案第21号に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

- 議長(山中康樹) 無いようですので、議案第21号の質疑を終わります。ここで、退場されております石橋議員の入場を求めます。

(石橋議員入場)

- 議長(山中康樹) 続きまして、ここで、中村議員の除斥について採決をいたします。お諮りをいたします。議案第22号につきましては、中村議員に直接の利害関係のある事件であると認められますので、地方自治法第117条の規定によって、中村議員を除斥したいと思います。これにご異議はありますか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(山中康樹) 異議なしと認めます。よって、中村議員を除斥することを決定いたしました。中村議員の退場を求めます。

(中村議員退場)

- 議長(山中康樹) それでは、議案第22号に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

- 議長(山中康樹) 無いようですので、議案第22号の質疑を終わります。ここで、退場されております中村議員の入場を求めます。

(中村議員入場)

- 議長(山中康樹) 続きまして、ここで、三上議員の除斥について採決をいたします。お諮りをいたします。議案第23号につきましては、三上議員に直接の利害関係のある事件であると認められますので、地方自治法第117条の規定によって、三上議員を除斥したいと思います。これにご異議はありますか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(山中康樹) 異議なしと認めます。よって、三上議員を除斥することに決定をいたしました。三上議員の退場を求めます。

(三上議員退場)

- 議長(山中康樹) 続きまして、議案第23号に対する質疑に入ります。質疑はありません

か。

(「なし」の声あり)

- 議長(山中康樹) 無いようですので、議案第23号の質疑を終わります。ここで、退場されております三上議員の入場を求めます。

(三上議員入場)

- 議長(山中康樹) 続きまして、議案第24号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(山中康樹) 無いようですので、議案第24号の質疑を終わります。続きまして、議案第25号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(山中康樹) 無いようですので、議案第25号の質疑を終わります。続きまして、議案第26号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

- 辰田議員(辰田直久) 12番。

- 議長(山中康樹) 12番辰田議員。

- 辰田議員(辰田直久) 議案第26号邑南町ふれあい体験農園の指定管理の指定について質問をいたします。指定管理期間が1年と聞いておりますが、再指定ではまあ異例な期間ではないかと思う次第でございますが、えー、まあ理由といたしましては管理団体が高齢化が進み高齢者ばかりなので、その先のことが少しわからないのというようなことを委員会では聞いておりますが、27年度以降についてのそういったまた指定管理それから施設の管理状況につきましても1年と言いますとまた間なしで協議等が必要になってくると思いますが、その27年度以降のことについて将来的な考えがあればお聞きしたいと思います。

- 植田農林振興課長(植田弘和) 議長。

- 議長(山中康樹) 植田農林振興課長。

- 植田農林振興課長(植田弘和) 日和ふれあい体験農園の27年度以降の管理に関する計画についてというご質問でございましたけれども、これにつきましては現在管理をお願いしております管理組合と協議をしているところですのでけれども具体的にこれというものが出来ているわけではございませんが、議案の上程のところでご説明いたしましたように周辺の環境が大きく変わるといことが想定されておりますのでそういったものに対応できるような形での変更をしていきたいというふうに考えております。

- 議長(山中康樹) 12番辰田副議長

- 辰田議員(辰田直久) そういたしますと逐次常任委員会等を通じまして今後の成り行きといたしますかそういった計画について報告をしていただきますようここでお願いをしておきたいと思っております。

- 議長(山中康樹) 他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(山中康樹) 無いようですので、議案第26号の質疑を終わります。続きまして、議案第27号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(山中康樹) 無いようですので、議案第27号の質疑を終わります。続きまして、議案第28号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(山中康樹) 無いようですので、議案第28号の質疑を終わります。続きまして、議案第29号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(山中康樹) 無いようですので、議案第29号の質疑を終わります。続きまして、議案第30号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(山中康樹) 無いようですので、議案第30号の質疑を終わります。続きまして、議案第31号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(山中康樹) 無いようですので、議案第31号の質疑を終わります。続きまして、議案第32号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(山中康樹) 無いようですので、議案第32号の質疑を終わります。続きまして、議案第33号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(山中康樹) 無いようですので、議案第33号の質疑を終わります。続きまして、議案第34号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(山中康樹) 無いようですので、議案第34号の質疑を終わります。続きまして、議案第35号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(山中康樹) 無いようですので、議案第35号の質疑を終わります。続きまして、議案第36号の、36号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(山中康樹) 無いようですので、議案第36号の質疑を終わります。続きまして、議案第37号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(山中康樹) 無いようですので、議案第37号の質疑を終わります。続きまして、議案第38号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(山中康樹) 無いようですので、議案第38号の質疑を終わります。続きまして、議案第39号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

●大屋議員(大屋光宏) 8番。

●議長(山中康樹) 8番大屋議員。

●大屋議員(大屋光宏) 議案第39号及び40号は、消防団の待遇改善である年報酬、装

備、退職手当等あのう待遇改善するものです。中身自体に対しては異存はありませんが、現実的には消防団の方が出動するなり、消防団に入るということは家族なり地域、まあ職場の理解が大変必要なんだと思います。消防団の方が、昔は自営業者でしたけど、今は大部分がサラリーマンの方が多いなかで特に職場の理解っていうのが大事になってくるんだと思います。であの町外に勤める方も増えるなかで、その、職場の理解がなければ、あの出動することも難しいですし、まあ入ることも難しくなってる現状があります。あのう待遇改善で手当の改善というのも大変必要だと思いますが、職場の理解を得ていくということを支えていくこともしなければ真の待遇改善にならないとは思いますが、その点の問題意識なり今後の対応策で何らかの考えがあるかについて教えてください。

●細貝危機管理課長(細貝芳弘) 議長、番外。

●議長(山中康樹) 細貝危機管理課長

●細貝危機管理課長(細貝芳弘) 消防団を中核とします地域防災力の充実強化に関する法律が施行された中にですね、議員ご指摘の部分も入っております。で、大枠はですね、消防団の体質の強化あるいは団員の加入促進という項目が一つあります。これはあのう、法律のまあ9条にあるわけですが、それとあの先ほどお話しにありました処遇改善、装備の改善等々もあります。それから事業所の協力という項目も法律に定められました。これはあの法律第11条なんですけど、そういうことからして今私どもが考えてますのは邑南町の消防団540名がいますが、そのうち88%がまあサラリーマン化しています。ご指摘のようにそういう苦慮をしておりますし、幹部会でもそういう話が出てきております。で、具体的に今考えていますのは、まず一つは日本郵便株式会社の方からまああの消防庁長官の方から文書がいったもんでその回答の中で日本郵便じぎょうしゃ、郵便会社の方では団員に入ることの促進を協力するということがいわれておりまして実は邑南町の消防団の中に3名しかいらっしやらないんですが、先ほど、2月の中盤に消防団の幹部会をやったわけですが、そういうような法律改正に基づくあのう要請もあるということをお伝えしましてですね今邑南町も所属していますあのう西日本支部というのがありまして13局が入っているんですがその中の、そこにですね依頼しまして今度あのう、今月の14日ですか、邑智第一支部というのがあるんですがそこでの会合があります。で、そこで消防団の加入促進についてお話をいただくというのが一点です。ただ、消防団に入られた場合どういうんですか、集配をやっている方々はなかなか動きができないという、これ団の方からもあったんですが、貴重品を預かっていらっしやってそれをそこに置いてかけることはできませんので、内勤で事情が許される方がまあ協力できるだろうというところの目算は持っています。ただ、入るときにですね、私が入りたいからということではなくて幹部の部長にこうお話をされて、団長が承認して任命しますので、消防団の定数のそれぞれの分団の枠の中で、できるかできんかという表情が一つあります。えー、それとですね、あのうご指摘のように考えていかなければならないと思ったのは入団がまあ4月1日にあるわけですが、入団がなされたときにですね、あわせてその入られた事業所に対して、公文書をお送りさしていただいてですね、事業所の協力あるいは団に入ったことでの不利益のない、ならないようにというようなこともちょっとお願いしていきたいというふうに思います。から、まあ、参加しやすい環境づくりのなかでは、今効果があるかどうかはわかりませんが、消防白書でもうたわれておりましたが、消防団の協力事業者の認定制度というのがあります。こ

れについてはすぐさま研究しましてですね、できるだけ早い時期に要綱を定めて、邑南町のそういう消防団を送り出している事業所の認定制度を確立していきたいと、で、そういうことで社会的評価が高まりますならばこれはちょっと部内での研究にもなろうと思いますが、たとえば入札制度の参加要件のなかの得点に加えられるかどうかということはまあ、部内協議で研究はやっていかなければならない、いずれにしましても他町やっぺらっしやるような事情等を勉強しながら進めていきたいというふうに思っています。以上です。

●大屋議員(大屋光宏) 8番。

●議長(山中康樹) 8番大屋議員。

●大屋議員(大屋光宏) あの、ありがとうございました。あの、都市部と農村部で事業所も消防団に対する認識はかなり違いますし、なかなか町外に出ると厳しいという話も聞きます。あのいろんな方法で検討していただきたいですし、せめて、町内の企業だけは消防団に協力できる体制を町長自らいろいろお願いするなり、いろんな方法でやっていただければと思います。よろしくお願いします。

●議長(山中康樹) 他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(山中康樹) 無いようですので、議案第39号の質疑を終わります。続きまして、議案第40号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(山中康樹) 無いようですので、議案第40号の質疑を終わります。続きまして、議案第41号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(山中康樹) 無いようですので、議案第41号の質疑を終わります。続きまして、議案第42号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(山中康樹) 無いようですので、議案第42号の質疑を終わります。続きまして、議案第43号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(山中康樹) 無いようですので、議案第43号に対する質疑を終わります。続きまして、議案第44号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(山中康樹) 無いようですので、議案第44号の質疑を終わります。続きまして、議案第45号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(山中康樹) 無いようですので、議案第45号の質疑を終わります。続きまして、議案第46号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(山中康樹) 無いようですので、議案第46号の質疑を終わります。続きまして、議案第47号に対する質疑に入ります。本件の質疑につきましては、歳入、歳出全般にわたっての質疑とさせていただきます。質疑の際は、あらかじめページ数を示して、これを行っていただきますようお願いをいたします。質疑はありませんか。

- 中村議員(中村昌史) 9番。
- 議長(山中康樹) 9番中村議員。
- 中村議員(中村昌史) えっと、えー、6ページ、繰越明許費のところでございます。昨年8月24日の災害を受けて災害復旧に取り組んでいただいとるわけですが、今回、多額の繰越明許がございます。26年度予算にもたくさんの災害復旧の予算が組み込まれておりますが、あのう、聞くところによりますと県あたりでですね、入札が不調になったりとかというふうなことを聞いております。えーと、本町で現在のところこの災害復旧工事の発注についてそういった不調になったり不落になったりというふうなことはないのか、それをお聞かせください。
- 藤間総務課長(藤間修) 番外。
- 議長(山中康樹) 藤間総務課長。
- 藤間総務課長(藤間修) 現在2回、3回入札をしておりますが、約120件ぐらい。不落等はございません。
- 中村議員(中村昌史) 9番。
- 議長(山中康樹) 9番中村議員。
- 中村議員(中村昌史) あの、26年度予算で一般の公共工事も減らして予算組みがされておりますが、あのう、災害復旧については期限が限られておりますので、発注についてたとえばですね、主任技術者の資格の見直しをすとか、現場代理人を、選任規定を考えると、そういったところを考慮していただきたいと思いますが、そういった対応をとられておるかお聞かせください。
- 藤間総務課長(藤間修) 議長、番外。
- 議長(山中康樹) 藤間総務課長。
- 藤間総務課長(藤間修) おっしゃるとおり、か所数がかなりのぼりますので、ある一定の距離については現場代理人の代行が10件以上できるとか、いう緩和措置をとっております。
- 中村議員(中村昌史) 9番
- 議長(山中康樹) 9番中村議員
- 中村議員(中村昌史) はい、ありがとうございます。いずれにしてもですね、期限が限られておることですので、えー、順調な執行を行っていただくようお願いをしたいと思います。以上です。
- 議長(山中康樹) 他に質疑はありませんか。  
(「なし」の声あり)
- 議長(山中康樹) 無いようですので、議案第47号の質疑を終わります。続きまして、議案第48号に対する質疑に入ります。本件の質疑につきましても、歳入、歳出全般にわたって行います。質疑の際は、あらかじめページ数を示して、これを行っていただきますようお願いをいたします。質疑はありませんか。  
(「なし」の声あり)
- 議長(山中康樹) 無いようですので、議案第48号の質疑を終わります。続きまして、議案第49号に対する質疑に入ります。本件の質疑につきましても、歳入、歳出全般にわたって行います。質疑の際は、あらかじめページ数を示して、これを行っていただきますよ

うお願いをいたします。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

●**議長(山中康樹)** 無いようですので、議案第49号の質疑を終わります。続きまして、議案第50号に対する質疑に入ります。本件の質疑につきましても、歳入、歳出全般にわたって行います。質疑の際は、あらかじめページ数を示して、これを行っていただきますようお願いをいたします。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

●**議長(山中康樹)** 無いようですので、議案第50号の質疑を終わります。続きまして、議案第51号に対する質疑に入ります。本件の質疑につきましても、歳入、歳出全般にわたって行います。質疑の際は、あらかじめページ数を示して、これを行っていただきますようお願いをいたします。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

●**議長(山中康樹)** 無いようですので、議案第51号の質疑を終わります。続きまして、議案第52号に対する質疑に入ります。本件の質疑につきましても、歳入、歳出全般にわたって行います。質疑の際は、あらかじめページ数を示して、これを行っていただきますようお願いをいたします。質疑はありませんか。

●**平野議員(平野一成)** 3番。

●**議長(山中康樹)** 3番平野議員。

●**平野議員(平野一成)** えっと、5ページなんですけれども、IP電話使用料というのがかなり減少しておりますけれども、こちらの要因というものがどのようなものを教えていただきたいと思います。

●**小林情報推進課長(小林雅博)** IP電話の使用料は、

●**議長(山中康樹)** こばやし

●**小林情報推進課長(小林雅博)** 番外。

●**議長(山中康樹)** 小林情報課長。

●**小林情報推進課長(小林雅博)** 失礼いたしました。IP電話の使用料についてご質問でございますが、マイナス195万3千円となっておりますのは、無料通話が発生したことによる減額ということになります。

●**議長(山中康樹)** 3番平野議員。

●**平野議員(平野一成)** えっと、あのう、落雷等による結構故障というものがかなり発生しておりますけれども、そういうものは要因ではないのでしょうか。

●**小林情報推進課長(小林雅博)** 番外。

●**議長(山中康樹)** 小林情報推進課長。

●**小林情報推進課長(小林雅博)** 今回、落雷等による故障も多数発生しております。そのときの当然使用できなくなっておりますので、そういうものも含まれております。

●**平野議員(平野一成)** はい。

●**議長(山中康樹)** 3番平野議員。

●**平野議員(平野一成)** えっと、まあ故障の要因というのはかなり、えー、大きいんじゃないかということもありますんで、また、そのへんも精査していただければというふうに思っています。ありがとうございました。

●議長(山中康樹) 他に質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(山中康樹) 無いようですので、議案第52号の質疑を終わります。続きまして、議案第53号に対する質疑に入ります。本件の質疑につきましても、歳入、歳出全般にわたって行います。質疑の際は、あらかじめページ数を示して、これを行っていただきますようお願いをいたします。質疑はありますか。

●中村議員(中村昌史) 9番。

●議長(山中康樹) 9番中村議員。

●中村議員(中村昌史) えっと、74ページ、社会福祉施設費、説明欄012愛香園改築事業費です。あのう、愛香園の改築に対して補助金を支給するというところでございますが、金額の算定根拠とそれから補助金を支給するに至った町長の考え方ということについては、あの連合委員会でお伺いをいたしました。えー、理解をいたしております。そのうえで、お尋ねをしたいと思いますが、あのう、町内には他にも社会福祉法人がいろいろな福祉事業の施設を運営をされておりますが、そういったところからですね、同じように施設の改修とかいうふうなところ、そういったところも、そういった施設の改修とかというふうなところに課題をかかえているところがあるかと思っております。今回こうやって、いわば思いやりというような形で、補助金の支給を決められたわけですが、他のこういった例が今から発生する恐れが、大きいのではないかというふうに思いますが、その場合、今回の例を前例としてまた同じような補助金の支給をされるのか、そういったところの、方針といたしますか、をお伺いしたいと思います。

●石橋町長(石橋良治) 議長、番外。

●議長(山中康樹) 石橋町長。

●石橋町長(石橋良治) えー、まあお尋ねの件でありますけど、前例にはならないとは思いますが、今回のケースは一つおおいな参考になるだろうというふうに思っています。まあ前回も説明したように、社会福祉法人でも社会福祉法人法でも、これ義務的な話ではないんですけどすることができるといような形でそれを受けて条例を作っているわけでありまして、その条例に基づいて要望があれば我々はしっかり中身を見させていただくという格好の結論であります。したがってまあ今後もそういうことが出ればやっぱりその要望に対する中身、計画、理由等々しっかり見てですね、我々は最終的に判断、総合的に判断する必要があります。まあ総合的に判断することをおえて言いますのは、どうしてもあの邑南町の財政の問題も当然出てきますし、そういったことも含めて最善の道を探ることが一番だろうと思っておりますので、そういう意味でもまあ、前例があるから必ずそうしなければならんということでもない、しかし、まあ今回のケースは一つの参考になるところということであると思っております。

●中村議員(中村昌史) 9番。

●議長(山中康樹) 9番中村議員。

●中村議員(中村昌史) はい、あのう、えーと、前例とはしないがまああの申請が、申請じゃあないですね、要望があった、あればそれに応じて検討したいと前向きな方向で検討したいということだろうと思っております。あの、社会福祉法人というのは、先般も町長も話されましたが、町の福祉事業に直結している部分が多分でございますので、そういったところ

もですね、しっかり考慮に入れていただいて今後の一般のそういった社会福祉法人に対する援助いうふうなところも考えていただきたい、お願いをしておきます。以上です。

●議長(山中康樹) 他に質疑はありませんか。

●議長(山中康樹) 石橋議員。

●石橋議員(石橋純二) 4点ばかりお願いしたいと思います。始めにあのう、ページ数で言いますと74ページ、あるいは72ページに出ておりますが、生活困窮者自立支援制度施行円滑化特別事業ですか、対策費、これが出ておりますが7万2千円、それから拠出金として7万2千円と出ております。これはまあ15年、来年4月1日からの施行であると思えますけれども、どのような対応をなされるのか若干お聞かせいただければと思います。これが第1点。それから、第2点目の、でございますが、これは76ページになると思えます。老人措置費として1億2千500万ばかり予算化されております。これは、多分養護老人ホームの措置費ではないかと思うんですが、えー、これはかつては国の、国からの措置費でやっておりましたけれども、現状、あの現在は、三位一体の改革でこれ全額市町村扱いとなつるということを伺っております。ま、そのかわり交付税措置がされますので全額その町村負担ということではありませんけれども、この内容についてどのくらい、まあいわゆる、これは養護老人ホームですから所得によって違いはあると思うんですが、交付税の中にどのくらい含まれてくるのか、一人当たりどのぐらいなものが、おおざっぱで結構ですが、含まれているのか教えていただければと思います。それから、これはページ26ページになると思えますが、生活保護費、この中で緊急雇用、県の補助金でですね、緊急雇用創出事業というのが258万3千円ですか、含まれております。この内容、どのような、生活保護費の補助金として出ておりますが、その内容についてちょっとお知らせいただきたいと思います。それから、86ページにございます、88ページかな、えーと就労、生活保護費の就労自立給付金、45万円が含まれておりますが、これは何名分を予定していらっしゃるのか。1人当たりいくらで何名分を予定していらっしゃるのかお聞きしたいと思います。

●飛弾福祉課長(飛弾智徳) 議長、番外。

●議長(山中康樹) 飛弾福祉課長。

●飛弾福祉課長(飛弾智徳) 生活困窮者自立支援制度の施行円滑化対策事業費でございますが、あの、生活困窮者自立支援法というのができまして、これは、あの生活保護に至る、なるまでの一つ手前のところで、ならないようにするための事業でございますが、27年度から行いますが、本格的に市町村に窓口を設置をしたりとか、そういう事業でございます。で、今年につきましては事務費ということで県への説明会への旅費、あるいは事務用品とか広報用のチラシといったところの事務費を今年度7万2千円計上させていただいております。次に、さきほど言われました老人措置費でございますが、これはまあ養護老人ホーム香梅苑でございますが、あの、こちらで現在56名の方が入所されておまして、それぞれ措置費の単価というのが違います。で、それらの経費というものは措置費全体みる、は、利用料と、あと町の一般財源で予算を組んでおまして、その一般財源部分について、ご指摘のありましたようにあの交付税措置がされております。あの、交付税の算入については企画財政課長から説明します。

●議長(山中康樹) 日高企画財政課長。



で私、この質問をさせていただきましたのは、いわゆる町村によっては財政的に厳しくなったときに、いわゆるこの養護老人ホームに対する措置費は、かなり高額になります。そして、生活保護費ですと国からの補助が4分の3ですか、まいますね、そうすると生活保護の方に逃げていくんじゃないかと、いわゆる交付税、いわゆる地方交付税の中に含まれておるもの、どういうふうに説明したらいいかわかりませんが、いわゆる生活保護費に逃げて、養護老人ホームの方を追い出しておる町村があるということをやっと伺いました。それで、このことは是非ともあのこれから財政的には厳しくなってしまうけれども、こうした事例がないようお願いをしたい。養護老人ホームは養護老人ホームとしてきちっと取り扱っていただきたいということをお願いして質問とさせていただきます。

●議長(山中康樹) 石橋議員、回答はいいですか。

●石橋議員(石橋純二) もし〇〇〇〇(聞き取れず)でしたら。

●議長(山中康樹) 飛弾福祉課長

●飛弾福祉課長(飛弾智徳) あの、収入の件ですけれども、あの、老人ホームのですね。あのまあ、私は利用料とあとあの措置費ということで一般財源ということで言いましたけれども、その他、そこの老人ホームは特定外部サービス利用の施設ということで介護保険が活用できる、そこに、ケアプランをたてられる事業所で請求ができる事業所ですので、あの、介護報酬も入ってきているということをおのう、これまあ結構大きな額だと思いますが、介護報酬が入ってきておるということを、ちょっと付け加えさせていただくと、さきほどおっしゃいましたように特別養護老人ホーム(後刻訂正の発言あり。)はあくまでも、あの、老人福祉法28条に基づいて設置されているものですので、措置ということでございますのであの、住むところのない、あの、環境的な方、それから金銭的な経済的な面で、そういう方がまあ入るとられるということで、あの、措置されてますので、そちらを、そこを退所とさしてという、生活保護ということはないと思います。

●日高企画財政課長(日高輝和) 議長、番外。

●議長(山中康樹) 日高企画財政課長

●日高企画財政課長(日高輝和) 先ほどの交付税の件ですけれども、あのう、先ほどは全体額でということでは言いましたけれども、ちょっと資料がございましたので、高齢者施設福祉事業費ということで養護老人ホーム分として、平成25年度ですが、4千560万あまり措置をされております。

●飛弾福祉課長(飛弾智徳) 番外

●議長(山中康樹) 飛弾福祉課長

●飛弾福祉課長(飛弾智徳) さきほどの発言で、特別養護と言ったようですが、養護老人ホームでございます。大変失礼しました。

●議長(山中康樹) 14番石橋議員

●石橋議員(石橋純二) あのう、これはちょっと、今年の1月27日に出たんですが、新聞報道があったんですが、高齢者を放り出す自治体ということで朝日新聞の方に出されました。このことを受けてですね、これは沖縄の方で、そうでございますが、かなり養護老人ホームの入居者の半分ぐらいはガラガラになってしまったという事情がございましたので、まあ、本町ではこういうことは絶対ないと思いますが、こういうことのないようお願いしたいということをつけ加えまして質問を終わります。

- 議長(山中康樹) その他質疑はありませんか。
- 大屋議員(大屋光宏) 8番
- 議長(山中康樹) 8番、大屋議員。
- 大屋議員(大屋光宏) ページはありませんが、全体の中で教えてください。質問します。  
あの、来年度予算はまあ見た目でわかるとおり大型予算であって、その大きな部分というのが、あの災害復旧費があります。その一方で過去ないほどの建設事業が含まれているんだと思います。あの、いこいの村をはじめとした新築事業、改修事業、先ほどもありましたが愛香園の補助ということで、地元の福祉団体が、あの建物を建てるといように多くの建設事業があるんですが、それはあの担当課がそれぞれの課で発注なり予定を組まれると思うんですがあの、町内で見れば、非常にあの建設事業が多い中で、その全体のバランスっていうのは、その発注のバランスをとって年内にきちっと全部できるようにしていく、遅れがないかのチェックをしていくっていう、そういう全体のバランスをとるのは誰がどのようにやっていくのかを、確認させてください。
- 桑野副町長(桑野修) 議長、番外
- 議長(山中康樹) 桑野副町長
- 桑野副町長(桑野修) あの工事の個々の発注のことではなくて全体の執行状況の把握のことでの質問と伺ってお答えさしていただきますけども、まああの、まず、基本的にはそれぞれの各課での進捗にあわせて発注を行っておるわけですがけれども、特にまあ今年是这样うして災害がおいしいということで、遅れが出るのではないかと心配があります。それで、進捗状況等につきましては監査等も受けておるわけでありましてけれども、そういう点と、それと、予算の執行状況については今、公共事業の執行状況、これは県等にも報告しておるんですけども、そういうところで、執行状況の把握というのはそういうところでの段階で行っておりますけれども、今年には特にそうして災害があつて大きな発注がありますので、遅れが出る心配もありますので、その点は今年には特に注視していかなければならないというふうな考えを持っております。
- 議長(山中康樹) えー、その他ありませんか。
- 宮田議員(宮田博) 6番。
- 議長(山中康樹) 6番。
- 宮田議員(宮田博) えーと、1点ほどご質問します。あのう、105ページ、地籍調査事業費というところで、まああの来年度予算では700万ばかり増額になるというふうになっておりますが、まずあのこの増額をなるといふ何かの要因があるのかということと、それからもう一つは、近年ああして森林整備が遅れるということはやはり所有者がわからないとか、それからあの、そういったところは多々あるんじゃないかなと、で、近隣の山林でも倒木等があつて、始末がしたいといつても所有者がわからないというようなことが多々あるように思います。それで、今後まあ当町として、これも非常に予算上厳しいところはあるとは思いますが、どのような計画を持っているのか、それともしわかれば、現時点でどの程度進捗しているのか、その点をご質問します。
- 藤間総務課長(藤間修) 番外
- 議長(山中康樹) 藤間総務課長
- 藤間総務課長(藤間修) まず、あの地籍調査費の予算でございますが、特にその目立った

ものはございませんが、新規採択が、来年度矢上の2、日和の5、井原3、下田所2、小林2というのが5か所新規がございます。そういったところで少し多めに予算を要求をしているというところはございます。それともう一つ、えー、これからの先のことでございますが、非常に、さっき言われましたように、非常に懸念をしておりますけども、今現在25年度末で約60.02%ぐらいの進捗になります。で、羽須美村については既に完了しておりますので、残りの石見、瑞穂地域でどれだけかかるかということですが、実のところちょっと20年ぐらいのスパンを考えておりますが、そういうことになると非常に皆さんにとっては期待がちょっと薄いかもしれませんが今のところではそういう計画をたてております。できるだけ早めに進めるようにということはしておりますが、あの、実のところ、補助金については、実はあの都会地の方が非常に進捗率が2%、3%のところもありますし、10%、20%のところもあります。田舎ほど高いということがありますので、どうしてもその補助金の額が田舎には来ないということが一つあります。それから、県も島根県の予算が、義務負担が4分の1ありますけども、それが出しにくいということを県も申しますので、なかなか要求したとおりに補助金来ないということもございますので、その辺も考慮しますとなかなかその進捗が早めに進むかというのはちょっと疑問が残るところがあります。以上でございます。

●議長(山中康樹) 6番宮田議員。

●宮田議員(宮田博) あの事情はよくわかりました。まああの、何らかのたとえば事業に併せてということも場合によってはあろうやも思いますので、ま、いろんな角度から、あのう、そういった進捗を高めるように取り組んでいただければと思います。

●議長(山中康樹) その他質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(山中康樹) 無いようですので、議案第58号の質疑を終わります。あ、議案第53号の質疑を終わります。続きまして、議案第54号に対する質疑に入ります、本件の質疑につきましても、歳入、歳出全般にわたって行います。質疑の際は、あらかじめページ数を示して、これを行っていただきますようお願いをいたします。質疑はありませんか。

●議長(山中康樹) 14番石橋議員

●石橋議員(石橋純二) 一点お聞きしたいと思います。これは5ページになると思います。〇〇〇〇〇(聞き取れず)国民健康保険税があの滞納繰越分として1万円が計上されております。これについてですね、補正予算で聞くべきなのかもしれませんが、かなりな滞納があると思います。こうしたときに、通常でございますと、短期保険証を発行いたしますが、これ、平成21年の請願書で、国保の短期資格証明書をめぐる請願ということで、なるべく発行しないようにという請願が出ておる、現状では今どのようになっているのかわかりましたら聞かせていただきたい。

●服部町民課長(服部導士) 番外

●議長(山中康樹) 服部町民課長

●服部町民課長(服部導士) えーと、件数については今ちょっと手元にございませんで、件数につきましてはですね、今のあの取扱いをしている状況ですけれども、基本的には、あのう、滞納がありますとまずは納税相談を、あのうお願いをしております。それで、あのう、言われます資格証につきましても発行はありません。今現在、納税相談をお願いし

てですね、短期証の発行へと努めております。そういう手続きで行っております。

●石橋議員(石橋純二) はい

●議長(山中康樹) 石橋議員

●石橋議員(石橋純二) まああの当時、平成21年の9月の議会であったと思いますが、あの請願として出されております。ま、その当時もなかったんですが、中には非常に言い方は悪いかもしれませんが、非常にあの悪質な場合もあろうかと思っております。そうしたときにはやはりそのちゃんと、あの法律で決められてるわけですから多少はやっぱり、こう失礼な言い方かもしれませんが、あの払えるのにとという方も中にはおられるんじゃないかと思っておりますが、そうした方に対してはやはり毅然とした態度で臨んでいただくということをお願いしたいと思っております。いかがでございましょうか。あのう、請願は出ておりますけども、やはり、きちっとすべきところはしていただくようにということで、ま、お願いをしておきます。

●服部町民課長(服部導士) 番外

●議長(山中康樹) 服部町民課長

●服部町民課長(服部導士) 確かにあのたくさん滞納の方も増えておりまして、処理の方もやっておるとこなんですけれども、私どもとしましては、極力来ていただいてご相談をさせていただいて、あのう、その整理に努めたいと思っております。特に、あのこの、2年前から国保連合会のアドバイザー事業も取り入れまして、その滞納の消化についてですね、努力をしているところでございますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

●議長(山中康樹) 他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(山中康樹) 無いようですので、議案第54号の質疑を終わります。続きまして、議案第55号に対する質疑に入ります。本件の質疑につきましても、歳入、歳出全般にわたって行います。質疑の際は、あらかじめページ数を示して、これを行っていただきますようお願いをいたします。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(山中康樹) 無いようですので、議案第55号の質疑を終わります。続きまして、議案第56号に対する質疑に入ります。本件の質疑につきましても、歳入、歳出全般にわたって行います。質疑の際は、あらかじめページ数を示して、これを行っていただきますようお願いをいたします。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(山中康樹) 無いようですので、議案第56号の質疑を終わります。続きまして、議案第57号に対する質疑に入ります。本件の質疑につきましても、歳入、歳出全般にわたって行います。質疑の際は、あらかじめページ数を示して、これを行っていただきますようお願いをいたします。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(山中康樹) 無いようですので、議案第57号の質疑を終わります。続きまして、議案第58号に対する質疑に入ります。本件の質疑につきましても、歳入、歳出全般にわたって行います。質疑の際は、あらかじめページ数を示して、これを行っていただきますようお願いをいたします。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

●**議長(山中康樹)** 無いようですので、議案第58号の質疑を終わります。続きまして議案第59号に対する質疑に入ります。本件の質疑につきましても、歳入、歳出全般にわたって行います。質疑の際は、あらかじめページ数を示して、これを行っていただきますようお願いをいたします。質疑はありませんか。

●**亀山議員(亀山和巳)** 議長。

●**議長(山中康樹)** 13番亀山議員。

●**亀山議員(亀山和巳)** はい、13番です。えーと、この電気通信特別会計につきましては、26年度は民営化ということで、この予算がいかに変わるかということが注目される予算であります。あの、実質は民営化と言いましても業務委託だけにとどまっているわけですが、予算書の最終の給与費明細書について3ページですが、えーと、先ほども質疑がありました、議案27号で邑南町の課設置条例の一部改正によって、こんどは情報推進課というものがなくなって予定では総務課付けとなるように聞いておりますが、3ページのウの級別職員数のところで下が平成25年度の当初、上が平成26年度の当初ですが、昨年を見ますと右に任期付職員が7名おったものが、今度は26年ではなくなる、それで、一般職で言いますと、4名が3名になりますが、6級の課長職のところは1名あります。ということは、これは課長がないのに課長職があるということは所長級で張り付けるのか、主査級で張り付けるのかこの点についてお伺いいたします。

●**藤間総務課長** 番外。

●**議長(山中康樹)** 藤間総務課長。

●**藤間総務課長** まずあの人件費を組む際の基本でございますが、企画財政課長が当初予算の説明の時に、申しましたけども、まず確定している部分、退職者、それから計算に除外すること、それから新規採用者については場所が決まっておきませんので、総務課の方の一般管理費に入れること、これは基本でございます。あとはですね、今回、電通会計の場合、1月に人件費を計算いたしますので、そのときに確定してないものはそのまま基本的には今おる職員がそのままおったものとして計算をして人件費をたてます。ですから、この場合は、今おる職員がそのままおる、少し、先ほど言いました任期付の方は、まあ移動する、それから今おる職員の中で少し異動を1人5級分だけかけるということの確定している部分だけをのせることにしています。したがって、この予算書にも実際に人件費としては6級の課長職が1人入っております。そういう計算をしますと、その後4月に入りまして人事異動があったら6月にもう一回この人事異動を含めた組み換えをするという手はずをしておりますので、例年と同じように組んでいるということでございます。

●**亀山議員(亀山和巳)** はい。

●**議長(山中康樹)** 13番亀山議員。

●**亀山議員(亀山和巳)** はい、その説明でいきますと、ま、これは1月現在の、あいう状況だということですが、そうしますと、先ほどまあこれはもう質疑は終了したわけですが、58号の下水道会計を見ますと、その当時は課長職がなしで、26年度に課長職が出てきておる、その当時は25年度の1月現在では下水道の課長はおったはずですが、そこが空白になって26年度で1名増えるようになってきます。そこんとこの整合性がこれじゃあつかんのんじゃあないかと思うんですが。

●藤間総務課長 番外。

●議長(山中康樹) 藤間総務課長。

●藤間総務課長 えー、今申しあげましたように、退職が確定しておりますものはもう既に減数してのせるということでございます。ですから、昨年の場合、下水道の会計に課長職がおったですが、それはもうすいませんが退職が確定していたと、その当時には、いうことでございます。

●議長(山中康樹) 13番亀山議員。

●亀山議員(亀山和巳) はい、それでは最後になるかと思いますが、これは、こういった各課会計での職員の配置についてはそれぞれの役職で配置されとるもんだと思います。退職あるいは、または、新規採用というのは、個人のあの、身分のことだろう思うんですよ。そしたらやっぱり会計上では、役職が当然続けてあるものならそれをのせておくべきだろうし、なくなるものならもう消していくのが、人本位でなしに、要はその課、その会計の役職付けでいくべきではないかと私はと思いますが、そういった点でのあの改善いうこと、私はそう思うんですが、そういったことは考えられませんかでしょうか。

●藤間総務課長 番外。

●議長(山中康樹) 総務課長。

●藤間総務課長 おっしゃるとおりだと思います。あの基本的にはそういった形で今までしてきた経緯もございますが、あの、財政事情が厳しくなりましたからは、なるべく給料の高いものはまあ先に除外して、予算を減額していくという措置を最近はとっておりますので、そういうことをしておるのが1点でございます。それとプラスあのう確定しておりますものについてですが、特に今回電通会計につきましても、3月になってまだ法人化の手続きうんぬんをしておりましたので、本当に確定がしてなかったということが事実でございますので、確定したものはとにかくなるべく減額するように予算を組む、それから確定してないものはまあ、のせざるを得ないというふうに考えていただければと思います。今回たまたまそういうことが起きたということでございます。

●議長(山中康樹) 他にないでしょうか。

(「なし」の声あり)

●議長(山中康樹) 無いようでございますので、議案第59号の質疑を終わります。以上で、議案第8号から議案第59号までの質疑はすべて終了いたしました。

~~~~~○~~~~~

### 散会宣告

●議長(山中康樹) 以上で本日の日程は、すべて議了いたしました。本日はこれにて散会いたします。大変、ご苦労さまでございました。

—— 午前10時40分 散会 ——